

総行行第 358 号  
総行市第 153 号  
令和 4 年 12 月 28 日

各都道府県知事  
各都道府県議会議長  
各指定都市市長  
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令の公布及び施行について (通知)

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和 4 年総務省令第 82 号。以下「改正規則」という。) が本日公布及び施行されました。

近年行われた長の解職請求に係る署名収集において、大量の署名偽造や権限のない者による署名収集等、不正な署名収集が大規模に行われた事案が発生したことを踏まえ、総務省では、令和 3 年 10 月に「直接請求制度の運用上の課題に関する研究会」を立ち上げ、本年 4 月に報告書を取りまとめました。今般の改正は、同報告書において、不正な署名収集の防止に関する対応策が示されたことを踏まえ、地方自治法施行規則 (昭和 22 年内務省令第 29 号) 第 9 条の別記様式及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則 (平成 17 年総務省令第 43 号) 第 1 条の別記様式を改正するものです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村の長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 地方自治法施行規則の一部改正に関する事項（地方自治法施行規則第9条の別記様式関係）

- 1 条例制定又は改廃請求者署名簿（以下「条例制定改廃署名簿」という。）の表紙に当該条例制定改廃署名簿に係る署名を収集した署名収集者（請求代表者又は請求代表者の委任を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名を記載する欄が追加されるとともに、条例制定改廃署名簿は署名収集者ごとに作成することとされたこと。
- 2 署名の偽造、数の増減等を行った場合又は署名者の委任を受けずに若しくはその者が心身の故障等により条例制定改廃署名簿に署名することができないときでないのに代筆を行った場合には、罰則の適用がある旨の記載が追加されたこと。

第二 市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正に関する事項（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第1条の別記様式関係）

- 1 合併協議会の設置の請求者の署名簿（以下「合併協議会設置署名簿」という。）の表紙に当該合併協議会設置署名簿に係る署名を収集した署名収集者の氏名を記載する欄が追加されるとともに、合併協議会設置署名簿は署名収集者ごとに作成することとされたこと。
- 2 署名の偽造、数の増減等を行った場合又は署名者の委任を受けずに若しくはその者が心身の故障等により合併協議会設置署名簿に署名することができないときでないのに代筆を行った場合には、罰則の適用がある旨の記載が追加されたこと。

第三 施行期日等

- 1 改正規則の施行期日は、公布日とされたこと。（改正規則附則第1条関係）
- 2 改正規則の施行の際現にある改正規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正規則による改正後の様式によるものとみなすものとされたこと。（改正規則附則第2条第1項関係）
- 3 改正規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとされたこと。（改正規則附則第2条第2項関係）